

# 都市計画法第45条関係申請必要書類一覧

## 1 書類

○：添付要 △：必要に応じて添付要

書類等の名称	地位の承継 (法第45条)	説 明
申請書	○ (市規則第13条)	正2部の提出のこと。
委任状	○	申請手続等を代理者が行う場合に添付する。委任者の署名又は記名押印が必要
公共施設の管理に関する協議書 (法第32条)	○	申請書と別葉で提出する(正2部)。
開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類 (市規則第13条)	○	(例)開発許可に基づく地位の承継に関する合意書(下記事項を承継することが明記されているもの) ・適法に開発行為を行うことができる権能 ・公共施設の管理者等との協議によって定められている公共施設の設置、変更の権能 ・土地所有者等との関係において、工事につき同意を得ている地位 ・工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務 (・開発行為許可申請書に添付された確約書等の書類における確約事項) (・新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例等における協議事項)
土地登記簿全部事項証明書	○	申請時以前3か月以内のもの 法務局において取得したものでインターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
土地、工作物の同意書 (法第33条第1項第14号) (法施行規則第17条第1項)	○	当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地並びにこれらの土地にある建築物その他の工作物の所有権、抵当権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(権利者の住所等が登記簿上と異なる場合には証明書等の添付又は登記簿の住所変更等が必要)
印鑑証明書	○	開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類及び所有者の同意書(土地、工作物)に押印したもの 申請時以前3か月以内のもの
資格証明書	○	申請者が法人の場合に必要な
資金計画書 (法施行規則第16条第5項)	○	収支計画、年度別資金計画 収入の裏付けを証する書類(残高証明書、融資証明書等) 支出の裏付けを証する書類(工事見積書等) 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
申請者の業務経歴書 (法第33条第1項第12号) (市規則第13条)	○	個人の場合は開発行為の経験の有無について記載 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
申請者の納税証明書 (法第33条第1項第12号) (市規則第13条)	○	申請時以前3か月以内のもの 前年度分、法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
その他許可権者が必要と認める書類 (市規則第13条)	△	土地売買契約書の写し、許可等を受けている場合は、その写し等

## 2 図面等(現に許可を受けている内容と同一のもの) ○：添付要 △：必要に応じて添付要

図面等の名称	地位の承継 (法第45条)	明 示 す る 事 項
開発区域位置図 (法施行規則第17条第1項)	○	・都市計画図使用 ・方位、縮尺・施行地区(朱書)
公図の写し	○	・方位、隣地の地番 ・施行地区の地番、地目・施行地区(朱書) ・法務局において取得したものでインターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
土地利用計画図 (法施行規則第16条第4項)	○	・方位、縮尺(1/1000以上)、凡例・開発区域の境界(朱書) ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びきく又はへい位置 ・開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・遊水池(調整池)の位置及び形状(多目的利用の場合は専用部分との区分) ・河川その他の公共施設の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び面積・敷地に係る予定建築物等の用途 ・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積・消防水利の位置及び形状 ・樹木又は樹木の集団の位置・緩衝帯の位置、形状及び幅員 ・法面(かたけを含む)の位置及び形状・擁壁の位置及び種類
その他必要と認められる図書 (市規則第13条)	△	